



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月23日(金) 第9585号

目次

ページ

規 則

- 群馬県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課) 2
- 群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則(保健予防課) 4
- 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(工業振興課) 4

告 示

- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 6
- 同 6
- 土壌汚染対策法による区域指定の解除(同) 6
- 道路の区域変更(道路管理課) 6
- 道路の供用開始(同) 7
- 道路の区域変更(同) 7
- 道路の供用開始(同) 8
- 道路の区域変更(同) 8
- 道路の供用開始(同) 8
- 同 9
- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 9

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 9
- 開発工事の完了(建築課) 10

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則(総務課) 12
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(学校人事課) 12
- 群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(同) 13
- 平成二十八年勸告改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則(同) 13
- 平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則(同) 13
- 群馬県立図書館組織規則等の一部を改正する規則(生涯学習課) 13
- 群馬県立ぐんま昆虫の森組織規則の一部を改正する規則(同) 14

教育委員会訓令

- 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 14

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 15

■規則

群馬県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七号

群馬県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県老人福祉法施行細則(平成五年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十九条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第二項中「又は有料老人ホーム 廃止届(別記様式第二十五号)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、有料老人ホーム 廃止届(別記様式第二十五号)によるものとする。本則に次の一条を加える。(改善命令)

第二十条 第十三条の規定は、有料老人ホームの設置者が法第二十九条第十三項の規定により改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられた場合に準用する。

別記様式第二十三号中「住与される」を「住与をされる」に、「16 役員名簿並びに役員及び施設管理者の履歴書」を「16 土地及び建物の権原を証する書類 17 役員名簿並びに役員及び施設管理者の履歴書」に改める。

別記様式第二十四号中「次のとおり有料老人ホームの事業を変更しました。」を

「次のとおり有料老人ホームの事業を変更しました。」

施設名	
施設所在地	
変更年月日	年 月 日

に
改め、同様式に注として次のように加える。

注
 1 変更を証する書類及び変更した書類を添付してください。変更年月日を
 2 変更内容に応じて変更年月日と異なる場合は、最も古い理由欄に記載して
 年月日欄に記載し、変更内容ごとに変更年月日を、変更の理由欄に記載して
 ださい。
 別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第25号(規格A4)(第19条関係)

有料老人ホーム 廃止 届

第 号
年 月 日

群馬県知事 あて

所在地(住所)

名称

代表者(氏名)

印

次のとおり有料老人ホームを廃止します。

施設名			
施設所在地			
入居者数			
入居者等への対応			
廃止予定年月日	年 月 日	休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止又は休止の理由			

添付書類 提出する時点での入居者名簿(廃止又は休止となった後の入居者の処遇が明記されたもの)

附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第八号

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「(以下「水道事業者」を「及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」に改め、「第二十一条第一項」の下に「(同法第三十一条において準用する場合を含む。)」を加える。

別表の一の項及び二の項中「認める検査」を「認めるもの」に改め、同表三の項中「水道事業者」を「水道事業者等」に改め、同表六の項中「認める検査」を「認めるもの」に改める。

別記様式第一号中「水道事業者」を「水道事業者等」に改め、「第21条」の次に「(同法第31条において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第四号中「代表者」を「代表者」及び「電話番号」を「電話番号、匿名検査の場合にあつては氏名に代わる番号」及び「水道事業者」を「水道事業者等」に改め、「第21条」の次に「(同法第31条において準用する場合を含む。)」を加え、

「その他()」を

「 特定感染症検査等実施要綱に規定する検査であつて、個別相談の結果、保健所長が必要と認めるものである。」に改める。

「 その他()」

附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第九号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一化学系の項中

レーザー散乱分光分析装置	一時間につき	五、八六〇円
薄膜表面解析装置	一時間につき	五、六〇〇円
レーザー散乱分光分析装置	一時間につき	五、八六〇円
低真空走査電子顕微鏡	一時間につき	二、三一〇円
電子線表面形態解析装置	一時間につき	一、三三〇円
低真空走査電子顕微鏡	一時間につき	二、三一〇円
蛍光X線膜厚計	一時間につき	一、一三〇円
三次元粗さ解析装置	一時間につき	八七〇円
蛍光X線膜厚計	一時間につき	一、一三〇円
液体クロマトグラフ質量分析用イオン化システム	一時間につき	一、九五〇円
X線分析顕微鏡装置	一時間につき	三、〇八〇円
赤外分光装置	一時間につき	三、一三〇円
液体クロマトグラフ質量分析用イオン化システム	一時間につき	一、九五〇円
同表食品系の項中		
粘度測定装置	一時間につき	二〇〇円

B型粘度計		一時間につき	一〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
粘度測定装置		一時間につき	二〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
共焦点走査型レーザー顕微鏡		一時間につき	二、〇五〇円
高速液体クロマトグラフ核磁気共鳴装置		一時間につき	二、六二〇円
「め、同表バイオ系の項中			
高速液体クロマトグラフ核磁気共鳴装置		一時間につき	二、六二〇円
「め、同表バイオ系の項中			
原子間力顕微鏡撮影		一件につき	二、一〇〇円
共焦点走査型レーザー顕微鏡撮影		一件につき	四、二六〇円
「め、同表バイオ系の項中			
原子間力顕微鏡撮影		一件につき	二、一〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
分子量分布測定		一件につき	一九、〇〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
分子量分布測定		一件につき	一九、〇〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
味分析		一件につき	一九、〇〇〇円
「め、同表バイオ系の項中			
五味(酸、塩味、旨味、甘味、苦味、渋味及び味)以下同じ。	一件につき	一〇、七二〇円 (一件を超えるときは、その超える件数一件ごとに二、九〇〇円を加えた額)	
五味及び甘味	一件につき	一六、六〇〇円 (一件を超えるときは、その超える件数一件ごとに三、六三〇円を加	

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

構造振動解析又は最適化		一時間につき	四、五二〇円
「め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中			
構造振動解析又は最適化		一時間につき	四、五二〇円
「め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中			
機械学習		一時間につき	三、〇〇〇円
「め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中			
構造振動解析又は最適化		一時間につき	四、五二〇円
「め、同表コンピュータによる設計又は解析の項中			
機械学習		一時間につき	三、〇〇〇円

■ 告 示

◎群馬県告示第85号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 桐生市広沢町一丁目字後谷2686番1の一部、2688番1の一部、地番なし
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物及びシアン化合物
- 3 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

◎群馬県告示第86号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 桐生市広沢町一丁目字後谷2681番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物及びシアン化合物

◎群馬県告示第87号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成30年群馬県告示第86号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 桐生市広沢町一丁目字後谷2681番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川大胡線	前橋市小坂子町字下中川487番の6地先から同市荻窪町字上堂窪501番の2地先まで	前	9.4～15.0	1052.1
			後	10.5～34.5	1051.3

◎群馬県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	前橋市小坂子町字下中川487番の6地先から同市荻窪町字上堂窪501番の2地先まで	平成30年3月23日

◎群馬県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	邑楽郡板倉町大字海老瀬字中新田2316番の2地先から同郡同町大字下五箇字川入堤外2012番地先まで	前	7.0～24.0 13.6～85.4	2176.6 2640.0
			後	7.0～24.0 13.6～81.0	2176.6 2640.0

◎群馬県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	354号	邑楽郡板倉町大字海老瀬字中新田2316番の2地先から同郡同町大字下五箇字川入堤外2012番地先まで	平成30年3月24日 午後3時

◎群馬県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	館林市北成島町字二ツ家2530番の37地先から邑楽郡明和町川俣10番の2地先まで	前	2.0～36.5 23.8～65.1	6407.1 3491.7
			後	2.0～36.5 23.8～65.1	6407.1 3491.7

◎群馬県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時

一般国道	122号	館林市苗木町字苗木西2447番の4地先から邑楽郡明和町川俣10番の2地先まで	平成30年3月26日 午後3時
------	------	--	--------------------

◎群馬県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	大間々世良田線	みどり市笠懸町鹿3831番の1地先から同市同4334番の1地先まで	平成30年3月28日 午後3時
		みどり市笠懸町鹿4263番の11地先から同市同525番の1地先まで	

◎群馬県告示第95号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画道路事業 3・4・3号 北部環状線及び3・3・1号 前橋長瀬線
- 3 事業施行期間 平成24年1月13日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年3月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人太田多文化共生地球クラブ
- 3 代表者の氏名 船橋孝之
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新田早川町20番地23
- 5 定款に記載された目的 この法人は活力ある住みよい地域を実現するため、在住外国人と地域住民の交流を通じて地域住民の心の豊かさや多文化共生のコミュニティを実現すること及び人材交流及び教材提供を通じての海外支援を目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年3月23日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字靱谷字浮戸2584-3	埼玉県羽生市大字羽生516番地28 星野将司
2	安中市大竹字北裏409-1、409-2、410-1、410-2、411-1、411-3、412-1、413-1、413-4、414-3、414-5、416-2、418-1、419、421-1、421-2、423	安中市大竹字北裏410番地 株式会社栄伸製作所 代表取締役 飯塚武志
3	佐波郡玉村町大字板井字一本木91-7、91-11	佐波郡玉村町大字板井91番地7 勅使川原守
4	邑楽郡大泉町大字古海字原前281-1、281-2、281-3、281-9	邑楽郡大泉町大字古海281-3 野田佳雅
5	佐波郡玉村町大字上之手字行人塚586-1、大字上之手2126-1、2126-3、2126-7、2126-8、2126-9、2127-2	佐波郡玉村町大字川井2119-1 特定非営利活動法人プラムの森 理事長 永井惠美子
6	佐波郡玉村町大字八幡原字城1750-3、1750-4、1750-5	前橋市江田町215番地1 サウスタウン207号 三壺川智彦
7	邑楽郡千代田町大字上中森字八幡上南1080-10、1083-3、1083-8	埼玉県羽生市大字羽生450番地1 メゾンやまゆり101 森尻勇人、森尻怜未
8	佐波郡玉村町大字樋越101-10、101-11	佐波郡玉村町大字南玉1036番地113 に

		しきのコーポ103号 松崎武夫
9	邑楽郡明和町大佐貫266-2、266-6、267-5、267-7	埼玉県熊谷市別府五丁目63番地2 K・Sク オーレ102号室 中庭里菜、中庭直也

教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(群馬県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(課の係及び室)」に改め、同条中「掲げる係」の下に「又は室(以下「係等」という。)」を加え、同条の表中「係名」を「係等名」に改め、同表健康体育課の項中「全国高校総体準備係」を「全国高校総体推進室」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、健康体育課全国高校総体推進室に総務・広報係及び式典・宿泊・競技係を置く。

第五条第四項中「及び主任」を「主任、上席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主幹専門員及び専門員」に改める。

(群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則の一部改正)

第二条 群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び主任」を「主任、上席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主幹専門員及び専門員」に改める。

(群馬県総合教育センター組織規則の一部改正)

第三条 群馬県総合教育センター組織規則(平成五年群馬県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び主任」を「主任、上席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主幹専門員及び専門員」に改める。

(群馬県立文書館組織規則の一部改正)

第四条 群馬県立文書館組織規則(昭和五十七年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務普及係、」を削る。

第三条総務普及係の項を削り、同条公文書係の項中第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、同項第五号中「及び展示会等」を「展示会、講習会等」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第四号を第十二号とし、第三号を第十一号とし、第二号を第十号とし、同項第一号中「公文書等」を「公文書及び行政資料(以下「公文書等」という。)」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の八号を加える。

一 文書館所掌事務の連絡調整に関すること。

二 所属職員の人事、服務、給与の支給及び福利厚生に関すること。

三 文書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

四 公印の管守に関すること。

五 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

六 予算の経理及び決算その他会計事務に関すること。

七 文書館運営協議会に関すること。

八 文書館事業の広報普及に関すること。

第三条公文書係の項に次の一号を加える。

十六 他の係の主管に属さない事務に関すること。

第三条古文書係の項第一号中「古文書等」を「古文書及び記録(以下「古文書等」という。)」に改め、同項第五号中「及び展示会等」を「展示会、講習会等」に改める。

第四条第二項中「及び主任」を「主任、上席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主幹専門員及び専門員」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「一、第十一号の二」を「・第十一号」に、「第三十六条の七」を「第三十六条の六」に改める。

第五条第二項中「次条、」を削る。

第五条の二及び第十一号の二を削る。

第十五条第二項を削る。

第二十一条の二第三項中「第二項」を「前項」に改め、同条第十項中「、第二十一条」を「前条」に改める。

第三十六条の六中「。第三十六条の七において同じ」を削る。

第三十六条の七を削る。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百十以上百分の百八十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の九十八・五以上百分の百十」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の

九十二」を「百分の八十七」に改める。
 第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十七」を「百分の四十四・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十一」に改める。
 第四十四条の九第二項を削る。
 第四十八条の二を削る。

別表第一小学校、中学校及び義務教育学校の項中「及び義務教育学校」を「義務教育学校、高等学校及び中等教育学校」に改め、同表特別支援学校の項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

別表第二の二及び別表第二の三中「、第十一条の二」を削る。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百九十」を「百分の百八十一」に改める。

附則第五項中「百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「社会福祉法人」の下に「(以下「県内学校法人等」という。)」を加える。

第十五条中「又は群馬県教育委員会」を「、群馬県教育委員会又は県内学校法人等で構成される団体」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第五号

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則(平成二十八年群馬県教育委員会規則第二十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第六号

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則を廃止する規則

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給の特例に関する規則(平成二十九年群馬県教育委員会規則第十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立図書館組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県立図書館組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び主任」を「、主任、上席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主任専門員及び専門員」に改める。

一 群馬県立図書館組織規則(昭和五十三年群馬県教育委員会規則第七号)第四条

第二項

二 群馬県立ぐんま天文台組織規則(平成十一年群馬県教育委員会規則第十五号)

第四条第二項

三 群馬県生涯学習センター組織規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第十二号)第五条第二項

四 群馬県立青少年自然の家組織規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第十六号)第四条第二項

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立ぐんま昆虫の森組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県立ぐんま昆虫の森組織規則の一部を改正する規則

群馬県立ぐんま昆虫の森組織規則(平成十七年群馬県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二条中「及び企画普及係」を「教育普及係及び昆虫企画係」に改める。
第三条中企画普及係の項を削り、総務係の項の次に次のように加える。
教育普及係

- 一 学校教育との連携に関すること。
 - 二 体験学習の企画及び実施に関すること。
 - 三 敷地内の雑木林、田畑、草地及び池(以下「フィールド」という。)の維持管理に関すること。
 - 四 フィールドの運用に関すること。
 - 五 友の会及びボランティアの育成指導に関すること。
 - 六 その他教育普及事務に関すること。
- 昆虫企画係
- 一 昆虫資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
 - 二 昆虫資料に係る専門的及び技術的な調査研究に関すること。
 - 三 講座、講演会、観覧会、研究会その他昆虫に関する企画に関すること。
 - 四 昆虫資料の利用に係る説明、助言及び指導に関すること。
 - 五 温室での昆虫の生態展示及び専門的な飼育管理に関すること。
 - 六 昆虫資料の寄贈及び寄託に関すること。
 - 七 その他昆虫企画事務に関すること。
- 第四条第二項中「及び主任」を「主任、首席専門員、主席専門員、主任専門員、主幹専門員、副主幹専門員及び専門員」に改める。
- 附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局
各教育機関(学校を除く。)

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号注1中「戸籍抄本」の次に「、官公署が発行する養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する養子縁組届受理通知書又は委託措置決定に係る証明書」を加える。
別記様式第四号中「現今護者の場合は、その統括」を「統括等」に改め、同様式注2中「統括」の次に「(由由に係る子が職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程第3条第4項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者である場合にあつては、その事実)」を、「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置届受理通知書又は委託措置決定に係る証明書」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

群馬県公安委員会委員長 丸山和貴

群馬県公安委員会規則第3号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項第3号中「群馬県農業機械化センター」を「群馬県立農林大学校」に改める。

別表第3主要地方道高崎渋川線の項中「群馬県高崎市小八木町字井ノ河788番地から群馬県高崎市金古町71番地1まで」を「群馬県高崎市小八木町字井ノ河788番地から群馬県高崎市金古町71番地1まで 群馬県高崎市大八木町3000番地11から群馬県高崎市小八木町812番地8まで」に改め、

同表主要地方道足利伊勢崎線の項中「群馬県太田市只上町1016番地2」を「群馬県太田市丸山町107番地2」に改め、同表県道鳥山竜舞線の項中「群馬県太田市藤阿久町914番地1から群馬県太田市飯田町1527番地まで」を「群馬県太田市藤阿久町914番地1から群馬県太田市飯田町1527番地まで 群馬県太田市飯田町618番地1から群馬県太田市小舞木町142番地1まで」に改め、同表県道大原境三ツ木線の項の次に次のように加える。

県道太田大泉線	群馬県太田市小舞木町142番地1から群馬県太田市東別所町274番地1まで
県道太田桐生線	群馬県太田市東金井町685番地1から群馬県太田市丸山町105番地5まで

別表第3市道(伊)123号線の項の次に次のように加える。

市道(伊)202号線	群馬県伊勢崎市三和町3205番地5から群馬県伊勢崎市三和町3206番地9まで
------------	--

別表第3市道(伊)2-500号線の項の次に次のように加える。

市道(伊)2-509号線	群馬県伊勢崎市三和町1666番地1から群馬県伊勢崎市三和町2823番地まで
--------------	---------------------------------------

別表第3市道太田高林三入669号線の項の次に次のように加える。

市道1級4号線	群馬県太田市清原町2番地31から群馬県太田市只上町1054番地まで
---------	-----------------------------------

別表第3市道1級77号線の項の次に次のように加える。

市道1級84号線	群馬県太田市朝日町587番地2から群馬県太田市朝日町1126番地6まで
市道2級7号線	群馬県太田市只上町2420番地6から群馬県太田市只上町2328番地1まで

別表第3市道新田東西598号線の項の次に次のように加える。

市道103号線	群馬県藤岡市中987番地6から群馬県藤岡市中151番地2まで 群馬県藤岡市中348番地1から群馬県藤岡市中58番地3まで
---------	---

別表第3市道111号線の項の次に次のように加える。

市道1060号 線	群馬県藤岡市中58番地4から群馬県藤岡市中350番地1まで
--------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
